

柏市立柏第八小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月制定

令和 7 年 4 月改訂

1. 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第 2 条-1)

(2) 基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及びほかの児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法第 3 条)

(3) 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(いじめ防止対策推進法第 8 条)

いじめは、児童の安全、安心な学校生活を送ることや様々な活動を行うことを阻むだけでなく、児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、法第 4 条に示す通り違法行為であり、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との認識を教職員が持ち、いじめ防止のために全力かつ一丸で当たらなければならない。

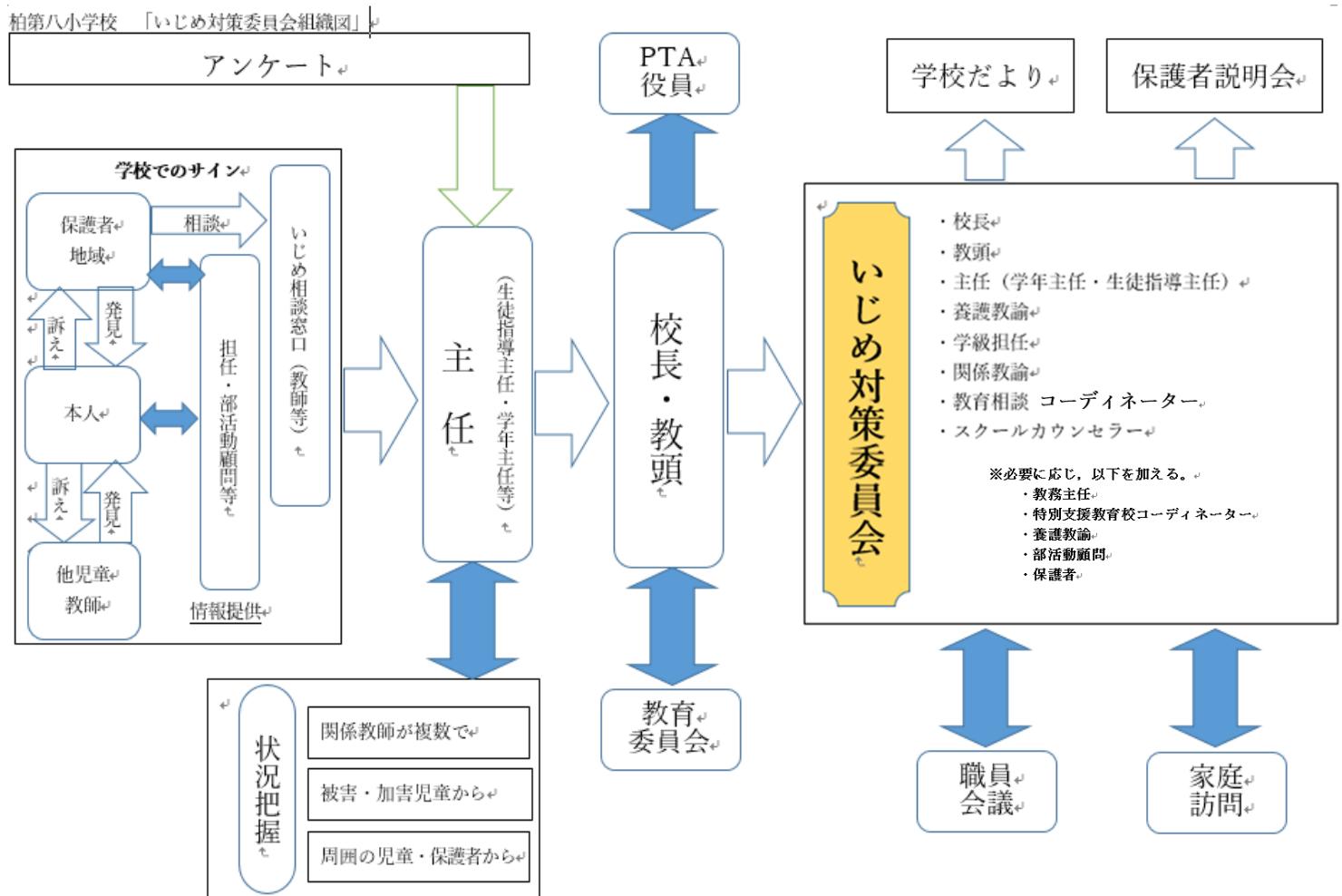
以下に留意点を挙げる。

- ① いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。
- ② いじめ防止の対象は、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を持つものとする。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ④ 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることないように努める(本人が認知していないと主張する場合がある)。
- ⑤ 児童理解の取り組みを今以上に推進する。
- ⑥ 大人が一丸となっていじめを防止するため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

2. 組織及び組織図

(1)名称 いじめ対策委員会

(2)組織図



(3)役割

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ②いじめの相談・通報の窓口。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録・共有を行う。
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑤学校が重大事態の調査を行う場合は、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加える。

(4)組織の構成

- ①学校いじめ防止基本方針の策定(組織の全構成員の参加)

校長、教頭、生徒指導担当教員、教務主任、学年主任、**教育相談コーディネーター(担当)**、
特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

- ②日常的な業務についての協議

校長、教頭、生徒指導主任

(生徒指導担当教員、**教育相談コーディネーター**、特別支援教育コーディネーター、養護教諭)

- ③いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議

組織の一部に当該いじめ事案に関する職員が加わる。

校長, 教頭, 生徒指導主任, 関係学年主任, 担任, 関係学年の職員,
その他必要に応じて, 教務主任, 特別支援教育コーディネーター, 教育相談コーディネーター, 養護教諭, スクールカウンセラー等

3. いじめの未然防止のための取り組み

本校においては、その実現のため、次の方策を行う。

- (1) あいさつ, 掃除, 遊び方, コミュニケーションを徹底して指導する。
- (2) 道徳, 体験活動の充実を図る。
- (3) 全校集会, 学級活動, 行事・特別活動において、「いじめは許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」ことを十分に指導する。また、いじめは、学校の内外の別なく(塾, 習い事, 地域での活動を含む), インターネットなどによる誹謗中傷も対象であることを教え, 指導する。
- (4) [自己指導能力の獲得を目指した「教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくり」を推進する。](#)

«自己存在感の感受, 自己決定の場面の提供, 共感的な人間関係の育成を築く»

児童生徒の問題行動や不登校の背景は複合的であるが、学業の不振もその要素として大きな比重を占めている。教科の指導を通して、自己実現を図るために自己指導能力の育成を目指した生徒指導を推進する必要がある。

千葉県教育委員会「R6 生徒指導の重点目標」より

(5) ネットいじめへの対応と基本的考え方

・ネットトラブルに対して、被害児童に寄り添った対応をする。

※ただし、当事者(書き込みされた被害者, 書き込んだ加害者, 場を提供しているサービス業者)

ではないので、削除や発信者情報開示の代行は厳禁。訴訟となった場合、「被告」になる恐れあり。(弁護士法第72条「非弁行為」禁止。)

・インターネットを使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を行い、正しい知識を身につける。

・保護者に対して、保護者会や手紙を通じて、子どもが携帯電話(スマートフォン)やパソコンを使用する際の危険性について知らせ、家庭での管理について協力を依頼する。

(6) いのちを大切にするキャンペーンにおいて、いじめ防止について、児童会等子どもたちの自主的な活動を取り入れる手立てを行う。(紹介, 励誘, 募集等)また、SOS の出し方に関する教育をゴールデンウイーク前までに行う。(パワーポイントあり 共有文書→2025→30生徒指導→SOS の出し方教育)

(7) いじめの定義、学校の基本方針、保護者の役割及び責務について、説明会、学級懇談会、学校だより、ホームページ等により周知、啓発する。

(8) 学校基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、児童にも検討してもらい、策定後の取り組みを円滑に進められるようにする。

(9) 言語環境を整え、教師自らが児童の人権に配慮した言動を率先して行い、児童の手本となる。

(10) 校内における児童間のけんか等の紛争を暴力や暴言により解決することを許さない毅然とした態度で指導に臨む。

(11) いじめ防止、児童理解についての教職員研修を充実させる。

(12) 児童理解のための教育相談を充実させる。(教育相談週間・随時の教育相談)

(13) 道徳教育、情報モラル教育を計画的、継続的に実施する。

(14) 学力、運動等において、個人差があり、また、得手不得手があることを指導し、結果をもって個人の優劣をつけることがないように指導する。

4. いじめの早期発見に対応する取り組み

- (1)授業中、休憩時等の児童の様子を細かく観察し、いつもと違う表情、態度、言動が見られたときは、機を逃さず、声掛けや相談を実施するとともに、必要に応じて周りの教職員、児童等から情報を収集する。(日常の観察)
- (2)生活相談アンケート、学期1回の学校アンケートを実施する。また、アンケートから得られた情報をもとに、該当児童に対して、教育相談を実施し、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努める。この時、児童が率直にいじめの相談ができるよう、記載内容が他の児童の目に触れないようにする等配慮する。なお、アンケート等の保存期間(データを含む)は、児童や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。
- (3)相談窓口を周知し、隨時相談を受けるとともに、担任以外の教職員や管理職による教育相談も実施する。保護者面談や学級懇談会後等に寄せられた相談に関しても真摯に対応する。
- (4)学校だより等を活用して、いじめが疑われる場合の児童の変化の特徴を示し、速やかに学校に相談するように啓発する。

〈児童の変化の例〉 ※いじめた側の変化を含む。

口数が減って表情が暗い、けがをすることが多くなった、金品がなくなる（隠される、汚される、返してくれない）、学校（習い事）に行きたがらない、携帯電話（スマートフォン）をいつも気にしている、ノートやプリントに悪口が書かれている（悪口の書いてある手紙をもらう）、金遣いが荒くなったり、保護者の知らない物品を持っている等

(5)保護者への対応における配慮事項(保護者対応の注意点)

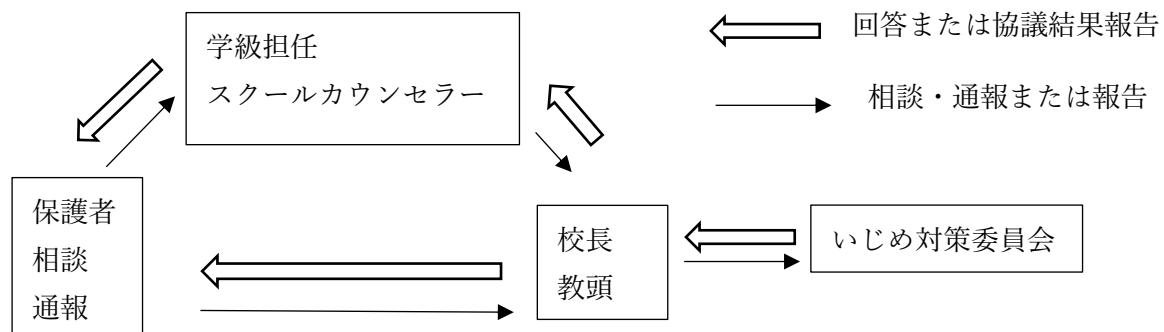
例：勝手に相手の連絡先を教えるのではなく、必ず互いの保護者に確認を取ること

※いじめ防止対策推進法は、いじめの要件をいじめられている児童の主觀を重視した定義に立っている。保護者には、保護者会等で、具体的な事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められる。

〈いじめ防止に関する保護者との連絡方法〉

- ①いじめの危険性がある場合には、教職員が、保護者に対して迅速に電話または来校依頼、家庭訪問により連絡する。
- ②保護者面談を実施し、いじめの早期発見についての情報収集及び情報提供（児童の様子の変化、気にかかること等）を行う。
- ③スクールカウンセラーに、予約の上、いじめ等を含む子育ての悩み等を相談できることを周知する。

（学校だより等）



いじめの相談・通報の体制について

*学校の相談窓口 7164-1207

教頭 養護教諭 生徒指導主任 教育相談コーディネーター(担当)スクールカウンセラー

*学校以外のいじめ防止に関する相談窓口について啓発する。

柏市教育委員会の相談窓口

| 相談窓口名称 | 内容 | 主催 | 電話番号 | 受付時間 | その他 |
|--|--|------------|---|-----------------|----------|
| やまびこ電話柏 | 未成年のお子さん、保護者の方を対象に学校・友人関係、家庭に関するについて電話相談を行っています。 | 柏市少年補導センター | 04-7166-8181 | 13:00 ~19:00 | 平日 対応 |
| 柏市少年補導センター 少年相談 | 青少年の非行、いじめ、家出などの相談に応じます。ネットに悪口を書かれた等の相談も受け付けます。 | 柏市少年補導センター | 04-7164-7571 | 9:00 ~17:00 | 平日 対応 |
| 教育支援室 | 幼児・小学生・中学生の学業・親子関係、発達に関するについて、面談相談、電話相談を行っています。 | 児童生徒課 | 受付・予約 04-7131-6671 電話相談 04-7131-6615 | 9:15 ~15:45 | 平日 対応 |
| 柏市適応指導室 「きぼうの園」 (柏市青少年センター敷地内) 学習相談室 (豊四季台、増尾台、大津ヶ丘の3か所) | 小学生、中学生を対象とした不登校支援として、学習指導や基本的生活習慣の改善のための相談などを行っています。 | 児童生徒課 | 教育支援センター 「きぼうの園」 04-7133-9400 | 9:15 ~15:45 | 平日 対応 |
| いじめを匿名で相談・報告できるアプリ 「STANDBY」 | 自分がいじめを受けている、もしくは友達がいじめられているのを目撲した場合、匿名で柏市教育委員会にスマートフォンやパソコン等で報告、相談できます。 | 児童生徒課 | 豊四季台教育支援センター (柏六小内) 04-7143-7724 | 9:15 ~15:45 | 平日 対応 |
| | | | 増尾台教育支援センター (増尾西小内) 04-7175-7755 | 9:15 ~15:45 | 平日 対応 |
| | | | 大津ヶ丘教育支援センター (大津ヶ丘第二小内) 04-7191-3366 | 9:15 ~15:15 | 平日 対応 |
| | | | 04-7191-7210 | 24時間 | 年中 無休 |

千葉県の相談窓口一覧

| 相談窓口名称 | 主催 | 電話番号 | 受付時間 | その他 |
|------------------------|--------------------------------|--|--------------------|------------------------|
| ライトハウスちば | 千葉県子ども・若者総合相談センター | 043-420-8066 | 10:00~17:00 | 火~日曜日 (月が祝の時相談受付あり) |
| | | E-mail: lighthouse@abeam.ocn.ne.jp | (相談受付専用) | |
| 東葛飾教育相談室 | 千葉県教育庁 東葛飾教育事務所 | 047-364-1200 | 電話相談 9:00~17:00 | 月・火・木・金曜日 (祝祭日を除く) |
| 子どもと親の サポートセンター教育相談 | 千葉県教育委員会 子どもと親の サポートセンター | 電話相談 0120-415-446 | 24時間受付 | 平日対応 |
| | | E-mail: saposoudan@chiba-c.ed.jp | | |
| ヤングテレホン | 千葉県警察 少年センター | 0120-783-497 | 電話相談 9:00~17:00 | 月~金曜日 (祝祭日を除く) |

5. いじめを認知した場合の対応について

- (1)いじめを認知した場合には、その旨を管理職に報告する。管理職は事実確認をする旨、指示する。
- (2)被害児童に対して事情聴取をする。この時、被害児童の精神状態、立場等を配慮して、聴取場所、時間等に留意する。
- (3)被害児童からの聴取内容に基づき、加害児童への事情聴取を行う。この場合も、児童の人権に配慮し、慎重に行う。
- (4)必要に応じて、アンケート調査を行う。
- (5)被害児童、加害児童双方から得た聴取内容、アンケート調査結果をもとに、いじめ対策委員会により、対応策について協議する。
- (6)管理職の指示により、いじめ被害児童の保護者にいじめ認知の事実を知らせる。この時、徹底して守り抜くことを本人、保護者に伝えるとともに、学校の対応について詳細に説明する。
- (7)いじめ加害者の保護者に、いじめの認知を知らせ、その解決についての学校の対応の説明と協力の依頼を行う。
- (8)被害児童、加害児童だけでなく、学級または関係の児童集団(部活等)に対して、いじめの根絶に対する指導を行うとともに、思いやりのある優しい心を育てるよう、児童の心に響く教材を使用した道徳の授業の実施や、その他のグループエンカウンター等を活用して、望ましいコミュニケーション構築を図る。

6. いじめへの対応

- (1)いじめの事実関係を聴取する場合には、当事者の精神状態、性別、関係児童の人数、発達段階、聴取時間、聴取場所に留意するとともに、聴取内容を記録し、保存する。また、聴取方法は、児童の人権に配慮し、適切に行わなければならない。

«不適切な聴取方法例»

威圧的な態度、暴言、人権を無視した発言、自白の強要、脅迫、虚偽の事実による誘導等。

- (2)重大ないじめ事案や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、いじめ対策推進法 23 条第 6 項に基づき、直ちに柏警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。
- (3)加害児童に対しては、いじめの再発の芽がある場合は、即刻指導し、再発を防止する。また、被害児童が加害児童を非常に恐れている場合などは、被害児童と接触しないように活動場所等を制限する。
- (4)いじめに関わった児童の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。また、被害児童の状況に応じて、学習場所を変えたり、学校にいる時間を弾力的にしたりして、徐々に正常な学校生活が送れるようにしていく。
 - ①学校又は保護者の要望に応じて、SV及びSCを派遣し、必要に応じて、いじめに関わった児童及び保護者に対してのカウンセリングを行う。
 - ②いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター、学習相談室への通級・通室によって、いじめに関わった児童の学びの場の確保を行う。
 - ③関係機関との連携をしながら、いじめに関わった児童への指導を継続する。
- (5)いじめに直接関わった、加害児童及び被害児童に対する指導だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり、傍観者として見て見ぬふりをしていた児童、助けられたのに助けなかった児童、相談できたのに相談しなかった児童に対して、いじめを隠したり、はやし立てたり、傍観したりすることもいじめを助長する行為であることを指導する。
- (6)いじめを行った児童に対しては、場合によって別室指導を行う場合がある。また、いじめを行った児童の反省の

態度やその後の学習生活の状況から説諭、説得、懲戒（掃除を継続して行わせる、反省文を書かせる、行動を制限する等）を与える。懲戒等については、保護者に目的を知らせ、理解を得るようにする。

(7)いじめ対策推進法 23 条の規定により、教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きたことのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

7. 重大事態への対処について

(1)重大事態の基準と事例(いじめ防止対策推進法第 28 条)

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成 29 年 3 月(抜粋)】

【教職員向けいじめ対応リーフレット いじめの重大事態の対応】

①児童が自殺を企画した場合

・自殺を企画したが軽傷で済んだ。

②心身に重大な被害を負った場合

・暴行を受け、骨折した。投げ飛ばされて脳震盪となった。

③金品等に重大な被害を負った場合

・複数の児童から金品を強要され、総額 1 万円を渡した。

④精神性の疾患を発症した場合

・心的外傷後ストレス障害と診断された。

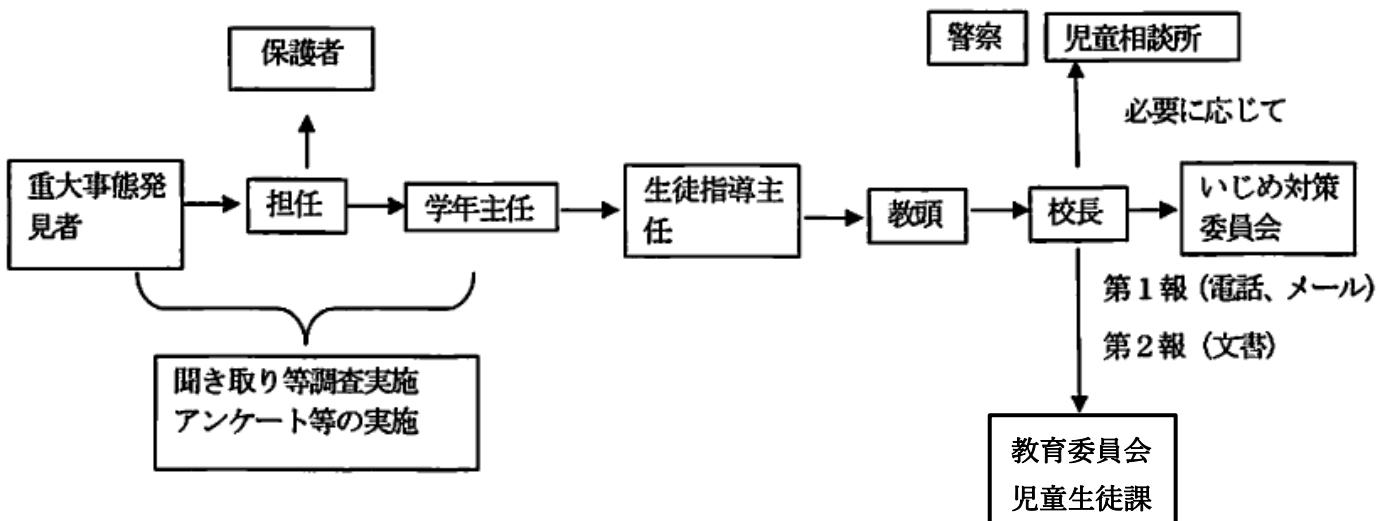
⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合

・欠席が続き(重大事態の目安である 30 日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。

⑥いじめにより相当な期間欠席を余儀なくされた場合(30日が目安)

・一定期間連続しているような場合は、30日の目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

(2)重大事態発生時の連絡経路



【重大事態発生後の対応のおおまかな流れ】

- ①重大事態発生状況の報告
- ②校長の判断による関係機関等の連携
- ③教育委員会児童生徒課への第1報
- ④詳細な状況調査
- ⑤いじめ対策委員会での対応策検討
- ⑥対応策実施(これ以降、教育委員会に隨時文書により報告)
- ⑦結果検証、効果検証(いじめ対策委員会)
- ⑧場合により、再度の対策の実施
- ⑨教育委員会児童生徒課に結果等の報告

 柏市教育委員会児童生徒課 7191-7210
 千葉県柏児童相談所 柏末広支所
 7131-7175
 柏警察署 7148-0110

8. 公表、点検、評価等について

- (1)基本方針は、学校ホームページで公開する。
- (2)いじめに関する調査(生活相談アンケート)を実施するとともに、いじめの種別、年齢、性別、原因、背景等について分析する。その分析よりいじめ基本方針の内容の正当性、効果を点検する。
- (3)基本方針は、内部評価及び学校評価関係者評価により評価し、改善していく。

9. 年間指導計画について

| | 教育委員会施策 | 学校行事等 | 道徳 | 特別活動 |
|----|---|---|-------------|--|
| 4月 | ○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○第1回生徒指導主任連絡協議会 ○柏市スクールソポーターの配置 ○千葉県スクールカウンセラーの配置 | ・職員研修 ・特別な支援を要する児童に関する共通理解 ・「学校いじめ防止基本方針」HP公表 ・スクールカウンセラー(年間17回) | | ・学級開き ・生徒指導目標の確認 ・SOSの出し方にに関する教育 |
| 5月 | ○柏市学校警察連絡協議会定期総会 ○第1回いじめ問題対策連絡協議会 | | 3年「しようたの手紙」 | ・生徒指導目標の確認 |

| | | | | |
|-----|--|----------------------------|--|---|
| | ○柏市学校警察連絡協議会第1回小・中・高等学校情報交換会 | | | |
| 6月 | ○学級がうまく機能しない状況の調査 ○第2回生徒指導主任連絡協議会(中学校) | ・生活相談アンケート ・教育相談週間 | 4年「いっしょになつて、わらっちゃだめだ」 5年「転校生がやつてきた」 | ・生徒指導目標の確認 ・アンケート実施 ・アンケートをもとに個人面談 ・運動会 |
| 7月 | ○1学期いじめの状況調査 | ・個人面談 | 6年「ばかじyan」 | ・生徒指導目標の確認 ・夏休み事前指導 |
| 8月 | | | | |
| 9月 | ○生徒指導アドバイザー学校訪問及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問 | | | ・生徒指導目標の確認 ・修学旅行 |
| 10月 | ○学級がうまく機能しない状況の調査 ○第2回いじめ問題対策連絡協議会 | | 1年「ダメ」 2年「おれたものさし」 | ・生徒指導目標の確認 |
| 11月 | ○第3回生徒指導主任連絡協議会 | ・生活相談アンケート | | ・生徒指導目標の確認 ・アンケート実施 ・アンケートをもとに個人面談 ・林間学校 |
| 12月 | ○条例に基づくいじめ防止啓発月間 ○2学期いじめの状況調査 | ・学校評価に関する保護者アンケート及び児童アンケート | | ・生徒指導目標の確認 ・冬休み事前指導 |
| 1月 | ○生徒指導アドバイザー学校訪問及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問 ○柏市学校警察連絡協議会第2回小・中・高等学校情報交換会 | ・生活相談アンケート | | ・生徒指導目標の確認 |
| 2月 | ○第4回生徒指導主任連絡協議会 ○第3回いじめ問題対策連絡協議会 | ・生活相談アンケート ・教育相談週間 | | ・生徒指導目標の確認 ・アンケート実施 ・アンケートをもとに個人面談 |
| 3月 | ○3学期いじめの状況調査 | ・学校評価結果公表 ・保護者教育相談 | | ・学校評価結果公表 ・生徒指導目標の確認 ・春休み事前指導 |

